

受付印	収入印紙貼付欄	収入印紙	確認印
		1000 円	
		予納郵券 円	
備考欄			

配偶者暴力等に関する保護命令申立書（□再度の申立て）

（ただし、□については□内にレを付したもの。）

千葉地方裁判所 民事第4部保全・非訟係 御中

令和 年 月 日

申立人 _____印

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

添付書類

- 申立書副本 1通
- 戸籍謄本 ____通 住民票の写し ____通 * 戸籍謄本及び住民票の写しは原本提出
- 甲号証写し 各2通
 - 写真 (甲第 号証) 診断書 (甲第 号証)
 - 陳述書 (甲第 号証)
 - 登記事項証明書 (甲第 号証) 賃貸借契約書 (甲第 号証)
 - 子（子が15歳以上の場合）・親族等の同意書 (甲第 号証) (甲第 号証)
 - (甲第 号証) (甲第 号証)

申立ての趣旨

□ [退去等命令] ※以下の「□ 6か月間」は、相手方と共に生活の本拠としている住居の所有者又は賃借人が申立人のみである場合に選択可能

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して□ 2か月間、□ 6か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して□ 2か月間、□ 6か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居の付近をはいかいしてはならない。

□ [接近禁止命令]

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して1年間、申立人の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□ [電話等禁止命令]

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、申立人に対し、次の各行為をしてはならない。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）2条1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

上記「電子メールの送信等」とは、次のア、イのいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう（以下同じ。）。

ア 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）2条1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

イ 上記アに掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用するものを用いて通信文等の送信を行うこと。

- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- ⑨ その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）2条1項1号に規定する位置情報をいう。以下

同じ。) を記録し、又は送信する機能を有する装置で、同法2条4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又はこれを送信する機能を有するものをいう。以下同じ。) (次の⑩に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を次の「位置情報の取得方法」記載の方法により取得すること。

「位置情報の取得方法」

- ア 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- イ 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）
- ウ 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

- ⑩ その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他の「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為」記載の行為をすること。

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為」

- ア その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- イ 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- ウ その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）2条1項9号に規定する自動車、同項10号に規定する原動機付自転車、同項11号の2に規定する自転車、同項11号の3に規定する移動用小型車、同項11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）1条1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

□ [子への接近禁止命令]

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、下記子の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）、就学する学校その他の場所において下記子の身辺につきまとい、又は同人の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□ [子への電話等禁止命令]

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、上記〔電話等禁止命令〕記載の②から⑩までの各行為（ただし、⑤に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならない。

□ [親族等への接近禁止命令]

相手方は、申立人に対する接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年間、下記親族等の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において下記親族等の身辺につきまとい、又は同人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

記

[子への接近禁止・電話等禁止を求める場合の子の表示]

※申立人と同居している未成年の子に限ります。

(1) 氏名 (平成・令和 年 月 日生 滿 歳)

(2) 氏名 (平成・令和 年 月 日生 滿 歳)

(3) 氏名

(平成・令和 年 月 日生 滿 歳)

[親族等への接近禁止を求める場合の親族等の表示]

※申立人と同居していない未成年の子や、成人の子は、親族等に入ります。

(1) 住 所 (住所が知りていなきは、勤務先・学校等の所在地・名称) 又は申立人との関係

氏名

(昭和・平成 年 月 日生)

(2) 住 所 (住所が知りていなきは、勤務先・学校等の所在地・名称) 又は申立人との関係

氏名

(昭和・平成 年 月 日生)

(3) 住 所 (住所が知りていなきは、勤務先・学校等の所在地・名称) 又は申立人との関係

氏名

(昭和・平成 年 月 日生)

申立費用は相手方の負担とする
との裁判を求める。

申立ての理由

1 私と相手方との関係は、次のとおりです。

(1) [申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合]

- 私と相手方は、平成・令和 年 月 日婚姻届を提出した夫婦です。
- 私は相手方とは婚姻届を提出していませんが、平成・令和 年 月 日から夫婦として生活しています。
- 事実婚と認められないとしても、(2)のとおりの交際関係です。
- 私は平成・令和 年 月 日相手方と離婚（事実婚を解消）しました。

(2) [申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合]

- 私と相手方は、平成・令和 年 月 日から交際関係にあります。
- 私と相手方は、平成・令和 年 月 日に交際関係を解消しました。
- 相手方と共にする（共にしていた）生活の本拠は、
 - 当事者の表示記載の相手方の住所
 - その他（ ）です。
- 私と相手方の共同生活は、婚姻関係における共同生活に類似するもので、その事情は次のとおりです。

(3) 同居を開始した日：平成・令和 年 月 日

(4) 私と相手方は、現在、同居（生活の本拠を共に）しています。

- ただし、令和 年 月 日から一時的に避難しています。
- 私の物（ ）※は、まだ当事者の表示記載の申立人の住所にあります。（※相手方に知られても構わないものについて、例えば、衣服、家具、生活用品などと記載してください。）

平成・令和 年 月 日から別居（生活の本拠を別に）しています。

(5) ※退去等命令を求める場合にのみ記入してください。

相手方と共に生活の本拠としている住居は、

- 私のみが所有し、又は私の名義で賃借しています。
(証拠 登記事項証明書 賃貸借契約書写し その他（ ）)
- 相手方が所有し、又は相手方名義で賃借しています。
- その他（ ）

2 既に発令された保護命令事件の事件番号等は、次のとおりです。

（※初めて申立てされる方はこの部分の記載は不要です。）

(1) 地方裁判所 平成・令和 年 (配チ) 第 号
発令年月日 平成・令和 年 月 日 (退去等 接近禁止 電話等禁止
子への接近禁止 子への電話等禁止 親族等への接近禁止)

(2) 地方裁判所 平成・令和 年 (配チ) 第 号
発令年月日 平成・令和 年 月 日 (退去等 接近禁止 電話等禁止
子への接近禁止 子への電話等禁止 親族等への接近禁止)

3 相手方から今までに受けた暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫（以下「脅迫」とする。）は次のとおりです。

(※新しいものから順に、さかのぼって記載してください。)

なお、相手方から初めて暴力又は脅迫を受けたのは平成・令和 年 月頃です。

(1) ① 平成・令和 年 月 日午 時頃

② 場所 自宅の

(上記以外の)

③ 暴力又は脅迫の内容は次のとおりです。

④ ③の暴力により怪我を (しました。 しませんでした。)

(怪我の内容)

この怪我について医師の治療を (受けました。 受けませんでした。)

(治療日数) 日通院・入院

(怪我が治るまでの期間) 日・週・月

暴力、脅迫や受傷等についての証拠

診断書 (甲第 号証) 写真 (甲第 号証)

C D—R、U S Bメモリ等の録音体 (説明書面 (反訳書を含む。)) (甲第 号証)

手紙・メール・S M S等 (甲第 号証) (甲第 号証)

(甲第 号証)

(2) ① 平成・令和 年 月 日午 時頃

② 場所 自宅の

(上記以外の)

③ 暴力又は脅迫の内容は次のとおりです。

④ ③の暴力により怪我を (しました。 しませんでした。)

(怪我の内容)

この怪我について医師の治療を (受けました。 受けませんでした。)

(治療日数) 日通院・入院

(怪我が治るまでの期間) 日・週・月

暴力、脅迫や受傷等についての証拠

診断書 (甲第 号証) 写真 (甲第 号証)

C D—R、U S Bメモリ等の録音体 (説明書面 (反訳書を含む。)) (甲第 号証)

手紙・メール・S M S等 (甲第 号証) (甲第 号証)

(甲第 号証)

- (3) ① 平成・令和 年 月 日午 時頃
② 場所 □ 自宅の
□ (上記以外の)
③ 暴力又は脅迫の内容は次のとおりです。

- ④ ③の暴力により怪我を (□しました。 □しませんでした。)
(怪我の内容)

この怪我について医師の治療を (□受けました。 □受けませんでした。)
(治療日数) 日通院・入院
(怪我が治るまでの期間) 日・週・月

暴力、脅迫や受傷等についての証拠

- 診断書 (甲第 号証) □ 写真 (甲第 号証)
□ C D—R、U S B メモリ等の録音体 (□ 説明書面 (反訳書を含む。)) (甲第 号証)
□ 手紙・メール・S M S 等 (甲第 号証) □ (甲第 号証)
□ (甲第 号証)

- (4) ① 平成・令和 年 月 日午 時頃
② 場所 □ 自宅の
□ (上記以外の)
③ 暴力又は脅迫の内容は次のとおりです。

- ④ ③の暴力により怪我を (□しました。 □しませんでした。)
(怪我の内容)

この怪我について医師の治療を (□受けました。 □受けませんでした。)
(治療日数) 日通院・入院
(怪我が治るまでの期間) 日・週・月

暴力、脅迫や受傷等についての証拠

- 診断書 (甲第 号証) □ 写真 (甲第 号証)
□ C D—R、U S B メモリ等の録音体 (□ 説明書面 (反訳書を含む。)) (甲第 号証)
□ 手紙・メール・S M S 等 (甲第 号証) □ (甲第 号証)
□ (甲第 号証)

4 相手方からの更なる暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫によって私が生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きい理由について

(1) 私が今後、相手方から暴力を受けたり、脅迫を受けて、私の生命・心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと思う理由は、次のとおりです。

□(2) a 私は、平成・令和 年 月 日（通院開始日（初診日））から、精神疾患に関して医師の治療を受けており、今後も通院加療を要します。

□診断書（甲第 号証）

（傷病名：□うつ病 □P T S D □ 適応障害 □不安障害 □身体化障害
□ その他（ ））

b 私は、相手方からの3で記載した暴力・脅迫等がなければ、上記aの精神疾患にはり患しませんでした。その理由は以下のとおりです。

※ 以下の5～7は、該当の申立てをする場合にそれぞれ記載してください。

5 【子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令を求める場合】

私は、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と同居している子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求めます。相手方が上記の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他、私がその子に関して相手方と面会を余儀なくされると考えている事情は、次のとおりです。

6 【親族等への接近禁止命令を求める場合】

私は、次のような理由から、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と社会生活上密接な関係がある親族等への接近禁止命令を求めます。

(1) 氏名

申立人との関係：

相手方が同人の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

(2) 氏名

申立人との関係：

相手方が同人の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

(3) 氏名

申立人との関係：

相手方が同人の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が同人に関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

7 【再度の退去等命令を求める場合】

(※初めて申立てされる方はこの部分の記載は不要です。)

私が、自らの責めに帰することのできない事由により前回の退去等命令の期間内に転居を完了することができないことその他、再度の退去等命令を求める理由は、以下のとおりです。

※ 以下は、全ての方について記載が必要です。

8 私は次のとおり、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談したり、援助や保護を求めました。

(1)① 平成・令和 年 月 日頃

② 相談機関

- | | |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 千葉県女性サポートセンター | <input type="checkbox"/> 千葉県男女共同参画センター |
| <input type="checkbox"/> 健康福祉センター | <input type="checkbox"/> 警察署 |
| <input type="checkbox"/> 市配偶者暴力相談支援センター | |

③ 相談内容

- 相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫
- 相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫
- 今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること
- 子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情
- 親族等への接近禁止命令を求める事情
- 再度の退去等命令を求める事情
-

④ 措置の内容

- 保護命令制度についての情報提供

を受けました。

(2)① 平成・令和 年 月 日頃

② 相談機関

- | | |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 千葉県女性サポートセンター | <input type="checkbox"/> 千葉県男女共同参画センター |
| <input type="checkbox"/> 健康福祉センター | <input type="checkbox"/> 警察署 |
| <input type="checkbox"/> 市配偶者暴力相談支援センター | |

③ 相談内容

- 相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫
- 相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫
- 今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること
- 子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情
- 親族等への接近禁止命令を求める事情
- 再度の退去等命令を求める事情
-

④ 措置の内容

- 保護命令制度についての情報提供

を受けました。

- (3)① 平成・令和 年 月 日頃
- ② 相談機関
- 千葉県女性サポートセンター 千葉県男女共同参画センター
- 健康福祉センター 警察署
- 市配偶者暴力相談支援センター

- ③ 相談内容
- 相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫
- 相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫
- 今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること
- 子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情
- 親族等への接近禁止命令を求める事情
- 再度の退去等命令を求める事情
-
- ④ 措置の内容
- 保護命令制度についての情報提供
- を受けました。

- (4)① 平成・令和 年 月 日頃
- ② 相談機関
- 千葉県女性サポートセンター 千葉県男女共同参画センター
- 健康福祉センター 警察署
- 市配偶者暴力相談支援センター

- ③ 相談内容
- 相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫
- 相手方から受けた自由・名誉・財産に対する脅迫
- 今後、暴力・脅迫を受けるおそれがあること
- 子への接近禁止命令・電話等禁止命令を求める事情
- 親族等への接近禁止命令を求める事情
- 再度の退去等命令を求める事情
-
- ④ 措置の内容
- 保護命令制度についての情報提供
- を受けました。

(別紙)

当事者目録

申立人
(郵便番号) —

(住所)

(電話番号) ()

ふりがな

(氏名) (生年月日) 昭和・平成 年 月 日生

相手方
(郵便番号) —

(住所)

(電話番号) ()

ふりがな

(氏名) (生年月日) 昭和・平成 年 月 日生